**利用証番号**

申込日　　　　　年　　月　　日

**令和7年度キャンパス交通システム利用申込書**

以下の**＜注意事項＞**及び**＜個人情報の取扱いについて＞**を確認の上、キャンパス交通システムの利用を申し込みます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **学生記入欄** | | | | **教職員記入欄**  ※ 通勤届に基づく利用の場合は、所属の支援室等で手続きし、丸善で購入しないでください。 | |
| 学籍番号 |  | 年次 |  | 職員番号 |  |
| 所属 | * 学生証に記載されている所属名を記入してください。 | | | 所　　属 |  |
| 氏　　名 |  | | | 氏　　名 |  |

**＜利用方法＞**

1. 路線バス乗車時に整理券をとり、下車する際に、利用証が貼付された学生証・職員証を運転手に提示するとともに、整理券を運賃箱に入れてください。

**＜注意事項＞**

1. 利用証の有効期間は、**交付日～2026年3月31日**です。
2. 利用証の価格は購入時期に関係なく一律19,000円です。
3. 購入後の払い戻しはいたしません。
4. 利用証は、本人のみが使用できます。他人に貸与または譲渡することはできません。
5. 本学の学生または職員でなくなった場合には、利用証は使用できなくなりますので、学生証・職員証とともに所属組織に返還してください。
6. **有効期限が過ぎた利用証で乗車するなどの不正使用が発覚した場合には、違約金を請求され、規則に基づいて処分を受けることとなります。ついては、その様な事がないように、必ず速やかに有効期間が過ぎた利用証を剥がしてください。**なお、次年度も引き続き利用する場合は、書籍部にて次年度分の利用証を購入してください。

**（違約金例：不正使用が１年後に発覚した場合、使用回数に関係なく約４０万円の請求があります。）**

1. 破損又は改氏名により学生証・職員証の再交付を受けた場合、返却した学生証・職員証に利用証(シール)が貼付されていれば、再交付（シールを貼付）いたします。
2. **紛失により学生証・職員証の再交付を受けた場合、再交付はいたしませんので、新しい証の交付を受けた後、書籍部において再度購入してください。**
3. 利用可能なバスは**「筑波大学循環線」**です。「筑波大学循環線」以外の筑波大学への乗り入れ路線（例：「筑波大学病院線」など）を利用した際には、別途、運賃の支払いが必要となりますので、ご注意ください。

**＜個人情報の取扱いについて＞**

1. 本申込書において提供いただいた個人情報は、キャンパス交通システムの運用に関することのみに使用し、その他の目的では使用いたしません。
2. 法令に基づく場合などを除き、本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。

**● キャンパス交通システムに関するアンケートにご協力ください。（任意）**

|  |  |
| --- | --- |
| キャンパス交通システムを  知ったきっかけなんですか？ | □入学手続書類　□筑波大学HP　□バス車内広告  □友人から　　　□その他（　　　　　　　　　　） |

ご協力ありがとうございました。